第 2760 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2005年)平成17年 4月 12日 火曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町3－1－10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 源泉所得税の納期の特例

Q：当社は、飲食業を経営しています。常雇の従業員が５人、アルバイトが10人いますが、源泉所得税の納期の特例は受けられますか？

A：アルバイトを含めると常時10人以上になりますので、納期の特例は受けられません。

【解説】

雇用者は、従業員に給与等を支給する際には、給与等から一定の源泉所得税額を控除し、原則として、その月の翌月10日までに国に納付しなければならないこととされています。

ただし、例外的に、給与等の支払を受ける者が常時10人未満である事業者については、事務処理への配慮から、一定の申請書を提出すれば、１月から６月までに預かった源泉所得税は７月10日に、また、７月から12月までに預かった源泉所得税は翌年１月10日（特例の特例を受ける場合は1月20日）にまとめて納めることが認められることとなっています。
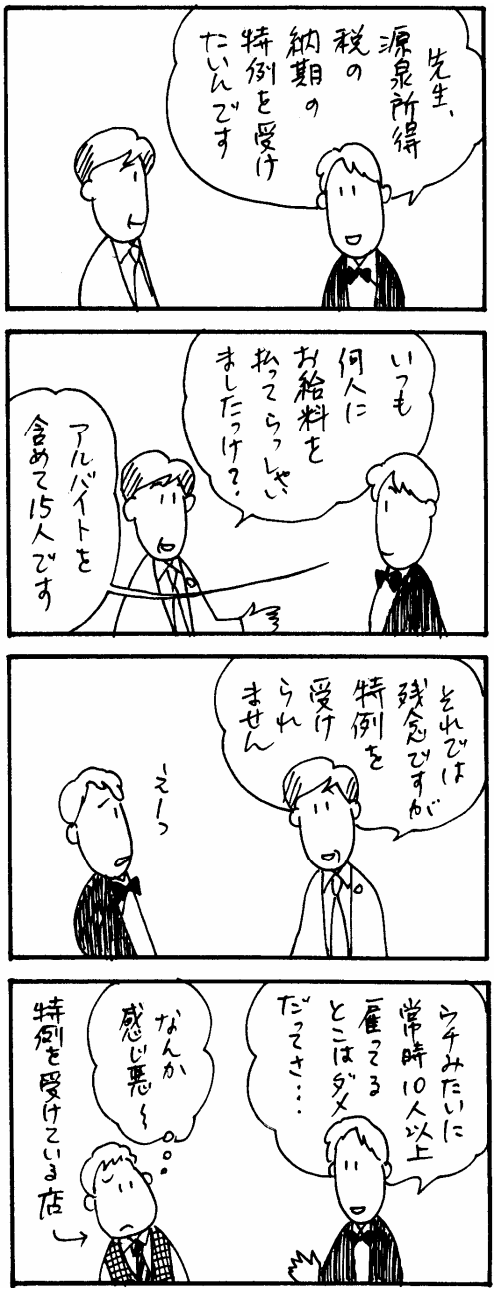
この特例を源泉所得税納期の特例といいますが、この特例は、給与等の支払を受ける者が常時10人未満でないと認められず、10人未満かどうかは、日々雇い入れる者を含めて判定することになっています。したがって、常雇人の人数が10人未満であっても、日々雇い入れる者を含めると10人以上になる場合には、この適用は受けられませんので注意してください。なお、日々雇い入れることを常態としない事業者が、繁忙期に臨時に人を雇い、たまたま10人以上になったという場合には、この規定の適用を受けることができます。